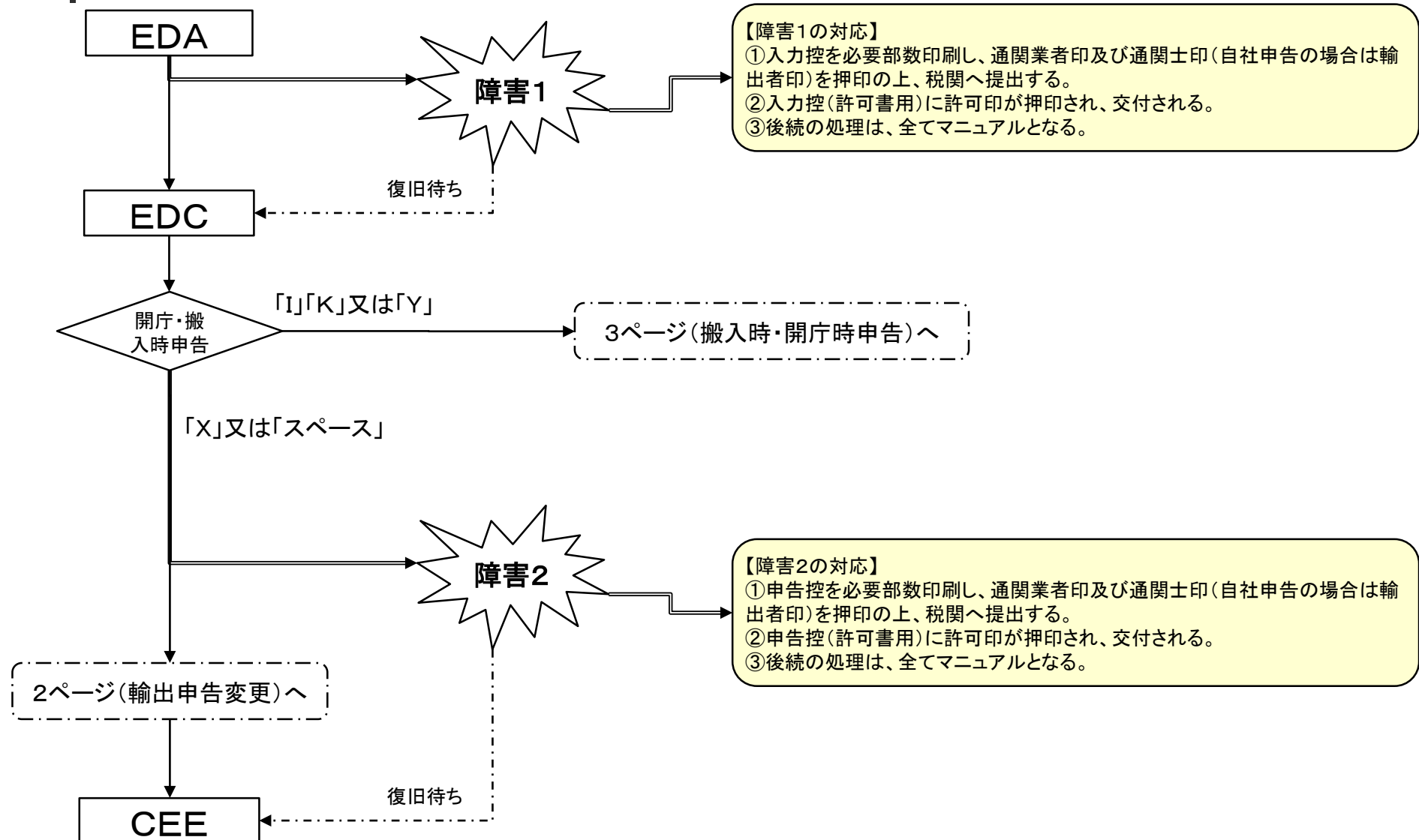
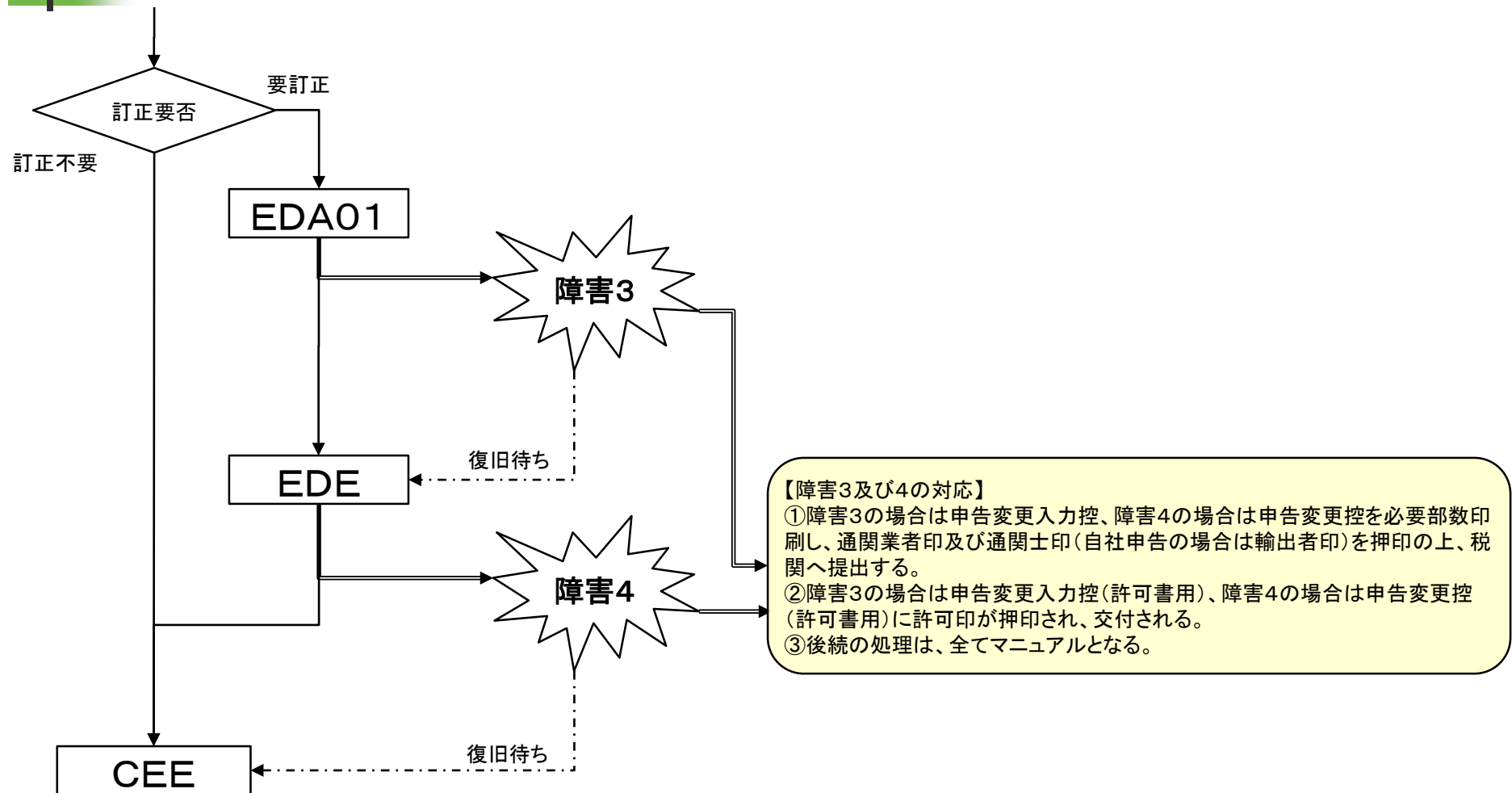


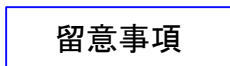
別添11 輸出申告、特定輸出申告又は展示等積戻し申告



別添11 輸出申告、特定輸出申告又は展示等積戻し申告 (続き: 申告変更)



(申告自動起動)



復旧待ち

復旧待ち

CEE

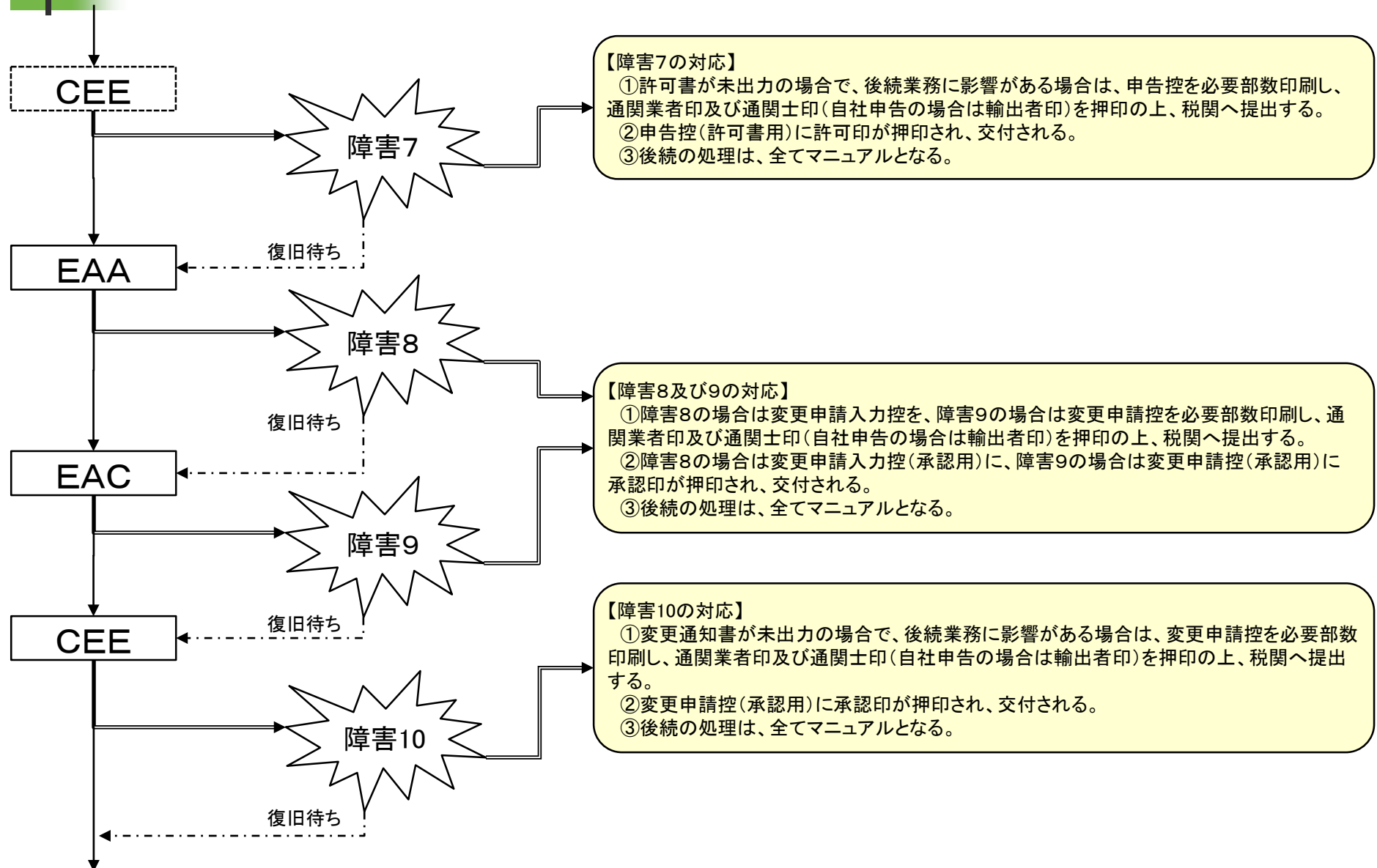
- ①入力控を必要部数印刷し、通関業者印及び通関士印(自社申告の場合は輸出者印)を押印の上、税関へ提出する。
- ②入力控(許可書用)に許可印が押印され、交付される。
- ③後続の処理は、全てマニュアルとなる。

システム障害発生中に開庁時申告が起動する時刻が経過してしまった場合は、システム復旧後も自動起動しないことから、輸出申告業務(業務コード:EDC)の申告条件「スペース」(搬入後申告)又は「X」(搬入前申告)により、申告する必要がある。

- ① 申告控を必要部数印刷し、通関業者印及び通関士印(自社申告の場合は輸出者印)を押印の上、税関へ提出する。
- ② 申告控(許可書用)に許可印が押印され、交付される。
- ③ 後続の処理は、全てマニュアルとなる。

※ 輸出申告変更については、2ページを参照のこと。

別添11 輸出申告、特定輸出申告又は展示等積戻し申告 (続き:許可後変更)



法的にシステムで行うことに限定されているため、
システムの復旧を待つことしか対応方法なし。

税関システムが障害時には、貨物情報に事故確認の旨又は保留解除の旨が登録されていないため、システムにより輸出申告等を実施できないことがあります。

また、輸出申告が行えた場合も、システムの復旧までの間、審査終了業務が実施できません。

このため、輸出許可の必要がある場合は、税関に相談の上、マニュアル申告等により対処願います。